



## 関西広域連合への奈良県の全部参加について

令和6年3月2日  
本 部 事 務 局

### 1 概要

奈良県の全部参加に係る関西広域連合規約の変更について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、2月20日付けで許可を得た。

### 2 規約変更内容

#### 規約変更概要

第1条～第3条 (略)

(広域連合の処理する事務)

・変更箇所はゴシック部分

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)・(2) (略)

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 外国人観光旅客の**旅行の容易化等の促進来訪の促進等**による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。~~以下本号において「法」という。~~）に規定する**外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務**

~~(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務~~

~~(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務~~

ウ～キ (略)

(4)～(9) (略)

2 前項各号に掲げる事務のうち、~~同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。~~

3 (略)

第5条～第7条 (略)

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、**39人40人**とする。

第9条～附則 (略)

別表（第20条関係）次項別表のとおり

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第3号ア <b>及びイ</b> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号 <b>ウイ</b> からキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <b>奈良県</b> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の10

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。
  - (1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）
  - (2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務  
(負担金の徴収に係る経過措置)
- 3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。

## 3 経緯

令和5年

7月20日 関西広域連合委員会で、奈良県知事から全部参加の申出

9月23日 関西広域連合委員会で関西広域連合規約の改正案の確認  
(奈良県の全部参加関連部分)

10月26日 関西広域連合委員会で関西広域連合規約の改正案の確認  
(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の改正関連部分)

12月 構成府縣市議会において関西広域連合規約改正案を議決

令和6年

1月9日 総務大臣への関西広域連合規約変更の許可申請

2月20日 総務大臣許可

4月1日 変更後の関西広域連合規約の施行（奈良県全部参加）

## 4 広域連合長メッセージ（令和6年2月20日発出）

本日、先に総務大臣に申請していましたが、関西広域連合への奈良県の全部参加に係る関西広域連合規約の変更が許可されました。今後は、規約の施行手続を経て、令和6年4月から奈良県の全部参加が実現します。

設立から14年目に入った関西広域連合は、奈良県の全部参加を機に、新体制のもとで関西全体で広域行政を担う総合力をさらに高め、一層活力ある関西を目指し、関西広域連合のバージョンアップを図ってまいります。

令和6年2月20日

関西広域連合広域連合長 三日月 大造